

令和4年3月定例

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和4年3月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和4年3月4日（金）10時28分～10時50分

2 場 所 中標津町役場301号会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	助 口 明
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	木 村 実
管理課長	舟 橋 利 明
総務係長	表 健 一
学校教育課長	吉 田 憲 史
教育指導監	粥 川 敏 宏
指導室長	柴 田 達 也
生涯学習課長	山 宮 克 彦
学校給食センター長	吉 田 利 彦
書 記	森 井 彩 花

4 欠席者

農業高校事務長	吉 川 裕 二
書 記	黒 瀧 詩織里

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第7号 令和4年度 校長・教頭人事内申について

議案第8号 令和4年度 一般教職員人事内申について

議案第9号 令和4年度 北海道中標津農業高等学校人事内申について

議案第10号 中標津町育英資金条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第 1 1 号 中標津町育英資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 2 号 中標津町教育委員会の事務局及び所管機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 3 号 中標津町教育委員会事務局処務規定の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 1 4 号 中標津町教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 1 5 号 中標津町地域学校協働活動規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 1 6 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第 1 7 号 中標津町体育・スポーツ振興事業推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第 1 8 号 中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

【開 会】

○山田教育長

改めまして、おはようございます。

只今から3月の定例教育委員会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、南委員と青山委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題については、沢山ありますので読み上げることは省略させていただきます。

本日の議案第7号から第9号は、教育機関の職員及び県費負担教職員と町立学校職員の人事に関する内容です。更に、議案第10号は町長による意見の申出に関する事項となっております。よって、議案第7号から第9号は、中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第1号及び第2号の規定により、議案第10号は同会議規則第10条第1項第5号の規定により、公開しないことにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員から「はい」の発言あり)

それでは、議案第7号から第10号は公開しないこととします。

それでは早速、議事に入ります。

【議 事】

◎議案第 7 号 令和 4 年度 校長・教頭人事内申について

◎議案第 8 号 令和 4 年度 一般教職員人事内申について

非公開

◎議案第 9 号 令和 4 年度 北海道中標津農業高等学校人事内申について

非公開

- ◎議案第 10 号 中標津町育英資金条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議案第 11 号 中標津町育英資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について

非公開

- ◎議案第 12 号 中標津町教育委員会の事務局及び所管機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ◎議案第 13 号 中標津町教育委員会事務局庶務規定の一部を改正する規程の制定について
- ◎議案第 14 号 中標津町教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
- ◎議案第 15 号 中標津町地域学校協働活動規程の一部を改正する規程の制定について
- ◎議案第 16 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- ◎議案第 17 号 中標津町体育・スポーツ振興事業推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- ◎議案第 18 号 中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

○山田教育長

続きまして、議案第 12 号から議案第 18 号までは関連がありますので、一括して説明をお願いします。

○生涯学習課長

それでは私から、議案第 12 号から第 18 号まで一括してご説明申し上げます。

今回の改正理由につきましては、令和 4 年度から実施される町の機構改革において、生涯学習課から社会教育課へ名称が変更されることに伴うものでございます。

なお、附則につきましては、全て 4 月 1 日から施行するとしております。

それでは、議案第 12 号 中標津町教育委員会の事務局及び所管機関の組織に関する規則の制定についてです。26 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分につきましては、第 4 条第 4 号と第 6 条内の 2 カ所で、生涯学習課から社会教育課へ変更するものでございます。

次に、議案第 13 号 中標津町教育委員会事務局庶務規定の制定についてです。こちら 30 ページ、31 ページの新旧対照表をお願いします。

改正部分につきましては、第 2 条の表内で、生涯学習課から社会教育課への変更及び生涯学習指導班を社会教育指導班に変更するものです。

次に、第 7 条の生涯学習課を社会教育課へ変更し、同じ同条内の表内にお

いて、社会教育係の第 15 項において生涯学習課から社会教育課への変更及び同表内の生涯学習指導班を社会教育指導班へ、並びに（3）において生涯学習振興を社会教育振興へ変更するものです。

次に、議案第 14 号 中標津町教育委員会公印規定の制定についてです。36 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、別表の第 2 条関係で、郷土館長印の保管者を生涯学習課長から社会教育課長へ変更し、様式第 2 号、それから第 3 号中の平成をそれぞれ削るものです。

次に、議案第 15 号 中標津町地域学校協働活動規定の制定についてです。こちらは、40 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、第 2 条中、上から 2 行目のカッコ内の 11 月 29 日を削り、第 5 条で生涯学習課を社会教育課へ変更するものです。

次に、議案第 16 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の制定についてです。44 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、第 9 条の 1 か所でございます、生涯学習課を社会教育課へ変更するものでございます。

議案第 17 号 中標津町体育・スポーツ振興事業推進協議会設置要綱の制定についてでございます。こちらは、48 ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正部分は、第 3 条で、第 4 号の生涯学習課長を社会教育課長へ変更を行い、同じく第 5 号の企画課長を政策推進課長に変更し、第 5 条において生涯学習課を社会教育課に変更するものです。

最後になります。議案第 18 号 中標津町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定についてです。52 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、第 9 条で、生涯学習課を社会教育課へ変更するものです。

以上、議案第 12 号から第 18 号までの説明を終わります。

○山田教育長

議案第 12 号から議案第 18 号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

○南委員

そもそも教えていただきたいんですけども、確か平成 12 年の頃に条例が改正になって、社会教育課若しくは社会教育係だったかな。それが生涯学習課となって、付属する委員も今までの社会教育委員から生涯学習委員となった記憶があるんですね。根室管内とか他の町村へ行って、会議に行きます

と、生涯学習委員というのは非常に目立つというか、項目の中に存在が目立つ中で、どうして生涯学習委員なんですかってなった記憶があるんです。それで、今後も生涯学習委員は社会教育委員へ変わるのかどうかということが一つと、何故生涯学習課から社会教育課にならなければならなかったのかを教えてください。

○生涯学習課長

はい、生涯学習委員の名称ですね。委員名については、その町その町で設定することができます。法的には社会教育委員が必置なのですが、それに準じていれば構いません。生涯学習委員会の中には児童生徒教育部会、社会教育部会、スポーツ振興部会と3つの部会があり、社会教育だけではないため生涯学習という名称にいたしました。

今回、生涯学習課から社会教育課に変わったのも、一時期学校教育係が生涯学習課にあったためですが、現在学校教育課は独立しております。社会教育のみであるのに生涯学習という名称はそぐわないということで、今回の機構改革に合わせて変更したものです。

○南委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○山田教育長

他にいかがですか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第12号から第18号については可決されました。

これで予定されていた会議日程は終了いたしました。本日は大変お疲れさまでした。